

障がい者スキー認定教師規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4条(1)項に基づき、障がい者を指導するスキー教師の育成のためにこれを定める。

2. 任 務

教育部障がい者スキー委員会の統括のもと、障がい者を指導するための指導法と技術の研究及び伝達を行い、障がい者スキーの普及・発展に寄与する。

3. 障がい者スキーA認定教師資格について次のように定める

(1) 検定内容

イ. 検定は座学講義内容のレポート内容及び実技検定による判定とする。

ロ. 所定の実技検定に合格した者は、協会の障がい者スキーA認定教師資格がある者と認める。

(2) 実 施

協会の主催で教育部障がい者スキー委員会管理の下に実施する。

(3) 検 定 員

教育部長が推薦し、会長が委嘱された講師がこれに当たる。

(4) 講習実施要綱、検定基準

講習実施要綱、検定基準は別に定める。

(5) 受講資格

イ. アルペンスキーステージⅡ以上の教師資格を持つ正会員であること。

但し、受講中に障がい者スキー委員会が危険と判断、もしくはその他不適格と認めた場合、受講資格を喪失する。

(6) 指導範囲

イ. チェア（パイ・モノ）スキー、身体障がい者、知的発達障がい者への指導をすることができる。

4. 障がい者スキーB認定教師資格について次のように定める

(1) 検定内容

イ. 検定は座学講義内容のレポート内容及び実技検定による判定とする。

ロ. 所定の実技検定に合格した者は、協会の障がい者スキーB認定教師資格がある者と認める。

(2) 実 施

協会の主催で教育部障がい者スキー委員会管理の下に実施する。

(3) 検 定 員

教育部長が推薦し、会長が委嘱された講師がこれに当たる。

(4) 講習実施要綱、検定基準

講習実施要綱、検定基準は別に定める。

(5) 受講資格

イ. アルペンスキーステージⅡ以上の教師資格を持つ正会員であること。

但し、受講中に障がい者スキー委員会が危険と判断、もしくはその他不適格と認めた場合、

受講資格を喪失する。

(6) 指導範囲

イ. チェア（バイ・モノ）スキーを除く、身体障がい者、知的発達障がい者への指導をすることができる。

5. 認定資格

(1)所属学校長より推薦を受けた正会員で、認定会に於いて所定の試験に合格し、その適正が認められた者。

(2)教育部が推薦し、理事会の議を経て会長が推薦した者。

6. 講師

教育部長が推薦し、会長が委嘱する。

7. 認定会の実施

毎年1回以上、協会の主催で教育部が実施する。

8. 認定

イ. 障がい者スキー委員長は、検定実施の結果を所定の報告書に記入の上、教育部長に報告する。

ロ. 教育部長は、検定の結果を、理事会に報告する。

9. 任期

3年間とする。

10. 更新

協会主催で教育部が実施する認定会の継続講習に参加し、所定の試験に合格し、その適正が認められた者が更新される。

11. 認定の取り消し

認定期間の途中にかかわらず、教育部が不適格と認めた者を、理事会の議決を経て、認定を取り消す。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成24年 4月 9日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年 3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し令和4年 6月15日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し令和5年 10月 1日から施行する。